清掃業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲本社における日常清掃業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務の仕様については、別紙1の仕様書のとおりとする。

3　乙は、善良な管理者としての注意をもって本件業務の遂行にあたらなければならない。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までの2年間とする。ただし、契約満了日の30日前までに甲による更新しない旨を書面によって通知した場合を除き本件業務の契約期間は同一の条件によって自動的に更新されるものとする。

第３条

甲は、乙に対し、本契約の委託料として、金〇円を支払う。なお、委託料の内訳及び毎月の支払額は別紙2のとおりとする。

2　乙は、毎月の本件業務の実施後翌月〇日までに甲に請求書を提供し、甲は請求書の受理に応じ、同月末日までに前項の支払いを、乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

3　第1項の委託料は、経済情勢の変動等により金額が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議のもと変更することができる。

第４条

本件業務に使用する器具及び材料は全て乙の負担とする。

2　甲は本件業務に要する用水、電力等を無償で乙に提供するものとする。

第５条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲による事前の承諾がある場合を除き第三者に再委託してはならない。

2　乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を甲による事前の承諾がある場合を除き第三者に譲渡してはならない。

第７条

乙は、甲に対し、毎月末日までに当月の業務管理報告書及び次月の月間作業予定表を提出する。

2　乙は、前項以外にも甲に求められたときは、本件業務の実施状況について速やかに報告を行う。

第８条

乙は、乙及び乙の従業員が本件業務遂行中に過失により甲もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由がある場合には、この限りでない。

第９条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　乙の業務処理が不適当であり、改善の余地がないと認められるとき

⑵　乙が本契約を履行できないとき。

3　本条の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第１０条

乙及び乙の従業員は、甲が、甲の従業員のために設置しているハラスメントに関する相談窓口を利用することができる。(部署：○○　担当者：○○　連絡先：○○)

第１１条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１２条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印